

第1章 計画策定の背景及び目的

1.1 背景

近年における降雨の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、平成27（2015）年5月に下水道法を含む「水防法等の一部を改正する法律（国土交通省所管）」が公布され、水害対策を強化するための制度改正が行われました。

また、令和3年の水防法改正により、下水道による浸水対策を実施するすべての団体において、令和7年度までに雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの公表が義務化されました。加えて、同年11月に示した「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」に基づき、気候変動の影響を踏まえた浸水対策を実施すべき区域や対策目標を明確にし、「雨水管理総合計画」策定の必要性が示されています。このことを踏まえ、本市においても「雨水出水浸水想定区域の指定」、「内水ハザードマップの公表」及び「雨水管理総合計画の策定」をすることといたしました。

1.2 計画策定の目的

これまでの下水道における浸水対策は、汚水処理と雨水排除の整備区域を概ね同一とし、計画区域全域において一律の目標を定めて整備を進めることを基本としてきました。その際、過去の浸水被害の大きかった地域を優先的に整備した経緯があります。

しかし、近年では「再度災害防止」に加え、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点が重要視されるようになってきました。このため、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を特定し、これらの地域を中心に計画的に浸水対策を推進することが求められています。

十和田市雨水管理総合計画(以下「本計画」という)は、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで、下水道による浸水対策を効率的かつ計画的に進めることを目的としています。

【近年の浸水状況】 令和4年8月豪雨（時間最大雨量：50mm/h）

三本木中学校西側



元町西地区



第2章 雨水管理基本方針

2.1 計画期間

本計画の計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

2.2 計画降雨

本計画における計画降雨の設定にあたっては、過去の既往最大降雨（1時間に62mmの降雨）を踏まえ、地域の安全性を十分に考慮した上で、下記に示す降雨としました。

確率年	計画降雨(mm/h)	算定式	※今後予想される気候変動の降雨増加量を考慮 ・補正係数 1.10倍
5年確率	41.9	$38.1 \times 1.10 = 41.9$	
7年確率	46.8	$42.5 \times 1.10 = 46.8$	
10年確率	51.8	$47.1 \times 1.10 = 51.8$	

2.3 段階的対策方針

本市においては、当面（概ね5年）・中期（概ね10年）の目標期間の設定とし、まずは『**今すぐに取り組める雨水対策**』を「当面」の5年間で実施し、この対策で得られた成果をもとに、必要に応じて本計画の見直しを概ね5年に1回行います。

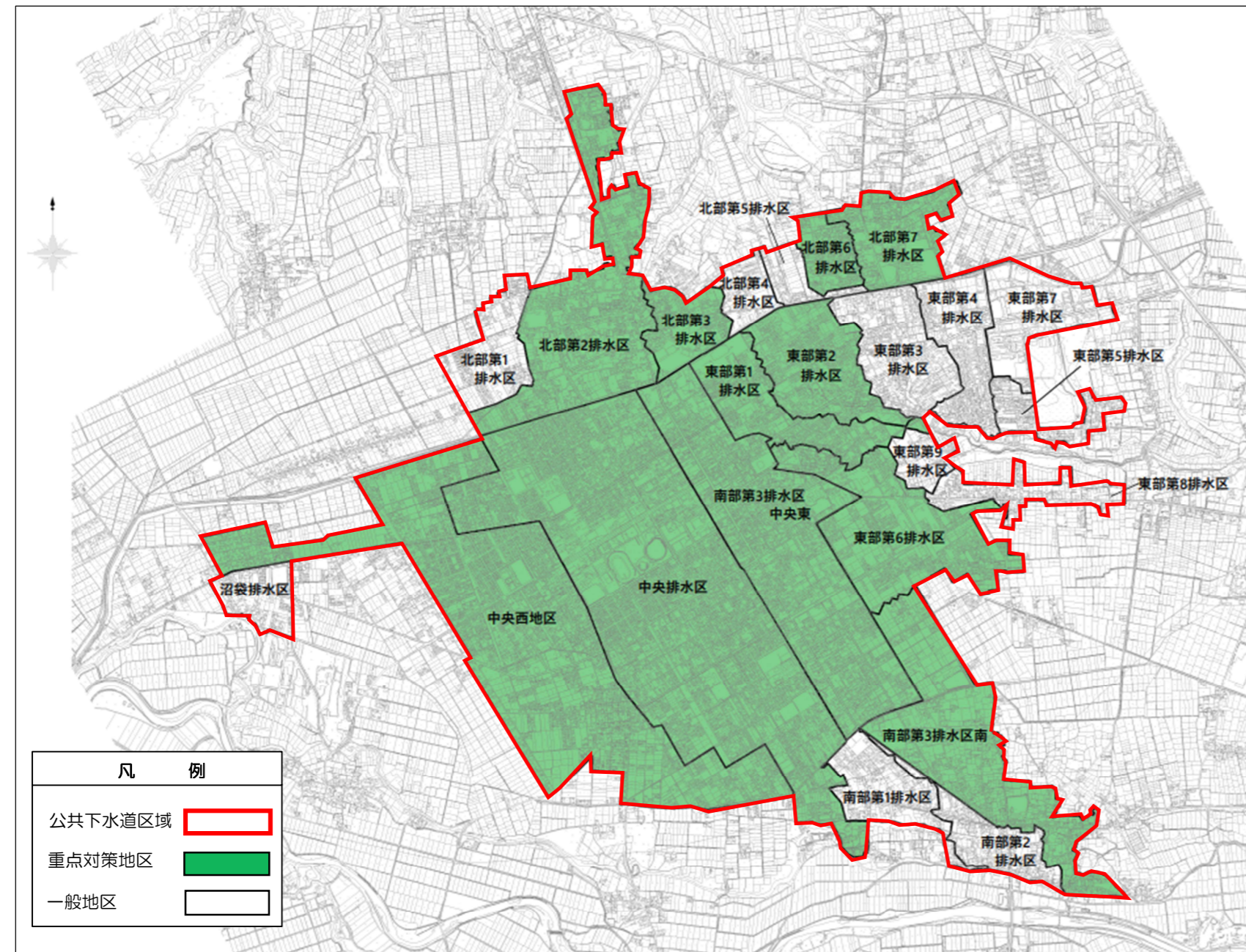
『今すぐに取り組める雨水対策』の詳細については【第3章 3.2を参照】

2.4 これまでの手続き及び今後のスケジュール

令和7年 7月 1日	庁内検討委員会及び調整会議の設置
令和7年 8月～12月	第1回～第5回 庁内検討委員会（部長及び課長級で構成）
令和7年 8月～12月	第1回～第3回 調整会議（学識者、関係団体等で構成）
令和7年12月 15日～	令和8年 1月 13日
	パブリックコメント実施「意見3件」
令和8年 2月 4日	上下水道事業経営審議会 諮問及び答申
令和8年 2月 24日	全員協議会で報告
令和8年 3月 27日	庁議にて原案決定
令和8年 3月 31日	十和田市雨水管理総合計画の策定
	雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの公表
令和8年度	内水ハザードマップ冊子の配布（約3万世帯）

第3章 重点対策地区及び雨水対策

3.1 重点対策地区と一般地区



3.2 今すぐに取り組める雨水対策

施策	番号	対策名
逃げる	1	内水ハザードマップを活用した防災訓練
	2	学校関係への安全に関する教育活動の実施
	3	市総合防災訓練での土のう積み訓練
	4	市営住宅入居者の防災意識向上 避難行動等の確認
減らす	5	側溝清掃に対する支援
	6	指定福祉避難所施設管理者と協議し、土のう配布
	7	土のうステーションの増設、土のうの備蓄
	8	排水構造物の清掃
	9	側溝整備による浸水箇所の部分修繕
	10	開発行為による宅地化に対する雨水流出抑制対策の強化
	11	家庭でできる雨水貯留施設の設置に対する支援
	12	農業用排水路等の保全管理
	13	用水路管理者への用水管理の依頼・協議
知る	14	学校関係への豪雨に関する情報提供や対応体制の構築
	15	スマート標尺の設置(浸水深さを現地に表示)
	16	ICT 機器による降雨情報及び道路冠水情報の提供

【評価方法】

公共下水道区域にある、全23排水区について浸水シミュレーションを活用し、浸水が発生する危険度を判定した「浸水発生リスク」と、避難所や緊急輸送道路などの防災拠点等の周辺が浸水する施設数を考慮した「浸水対策の重要度」この2項目による評価により、図の緑部分の11排水区を重点対策地区として設定しました。

◆重点対策地区とは

地形や土地の状況から浸水被害が発生しやすく雨水対策を優先的に行われる地区になります。

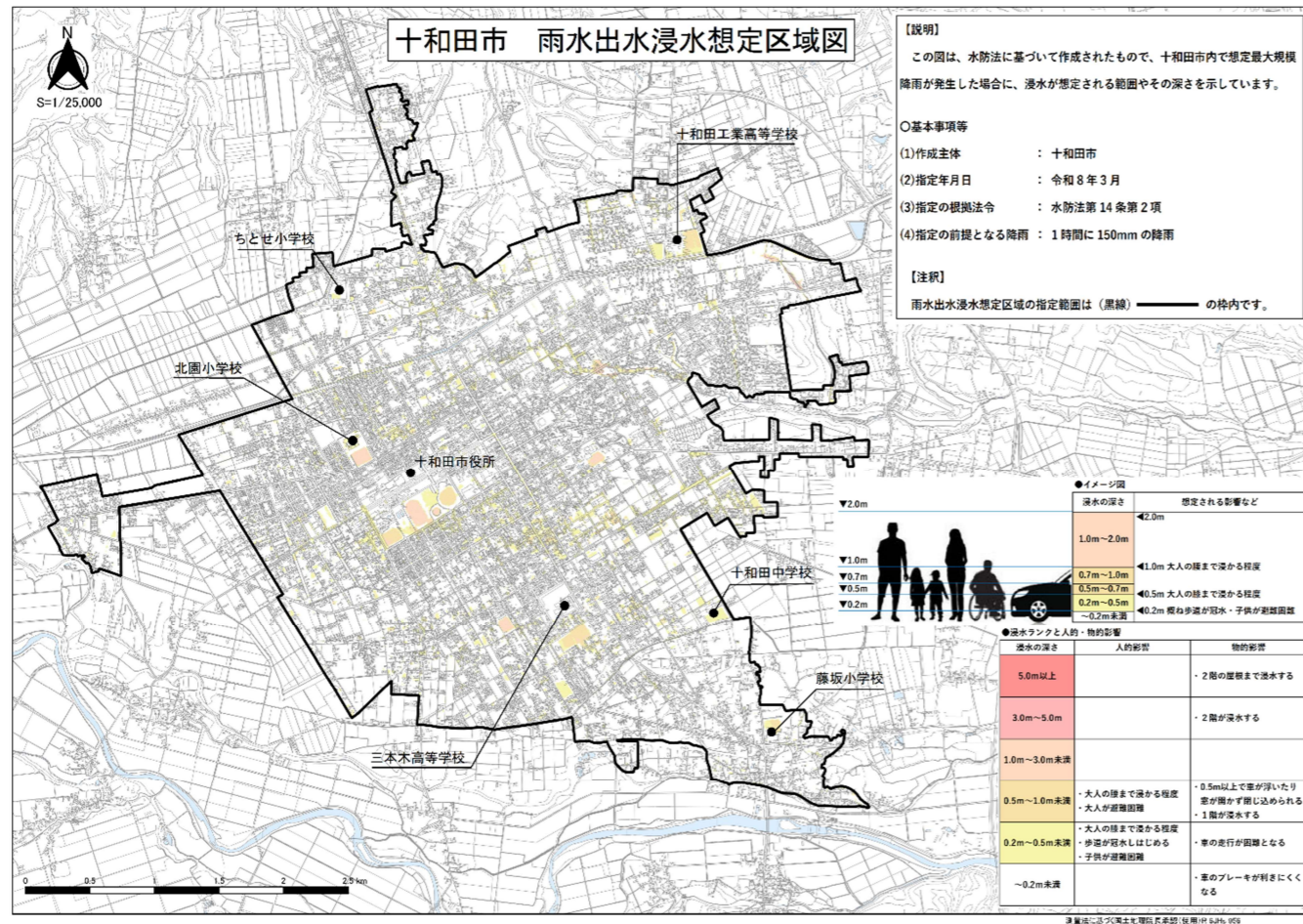
◆一般地区とは

地形、土地利用、過去の降雨時の浸水状況などを踏まえ、重点的な対策が必要とされない地区になります。

なお、計画に位置付けられた雨水対策については、計画期間内での実施が確定したものではないことを申し添えます。

第4章 区域図及びマップ関連

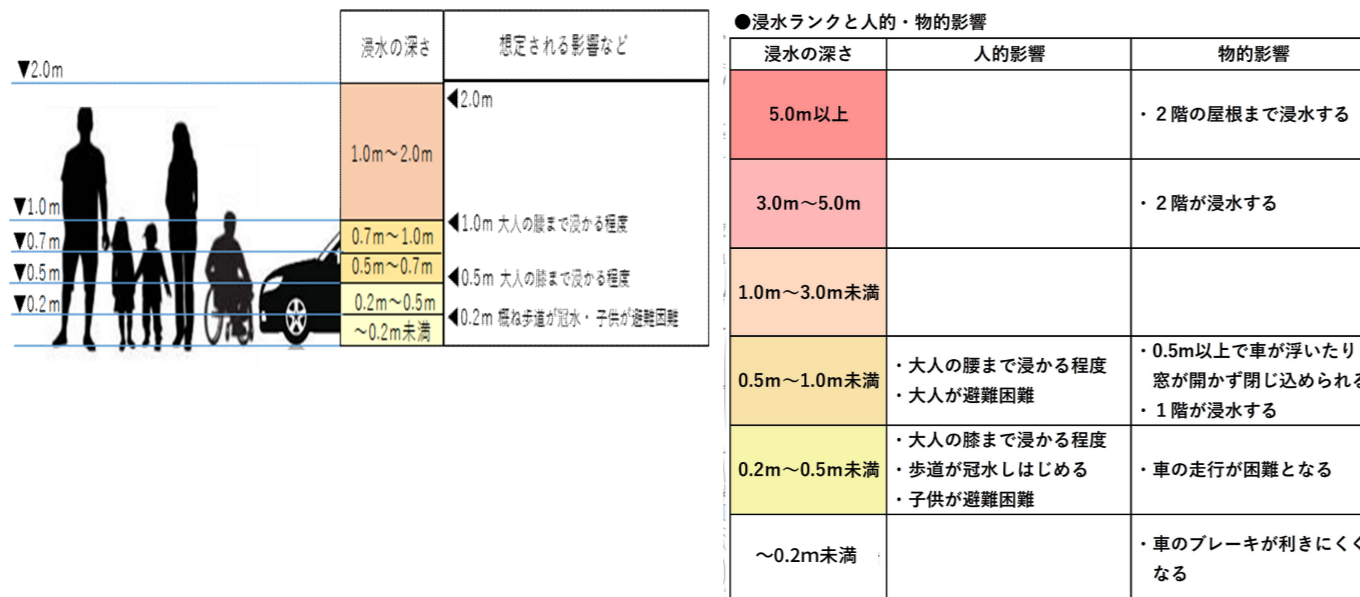
4.1 雨水出水浸水想定区域図〔1時間に150mmの降雨〕



◆想定最大規模降雨（L2降雨）

水防法第14条第1項に規定する、想定し得る最大規模の降雨であり、雨水出水浸水想定区域の前提となる雨の量です。

図4.1 凡例拡大図



4.2 内水ハザードマップ〔1時間に150mm/hの降雨〕

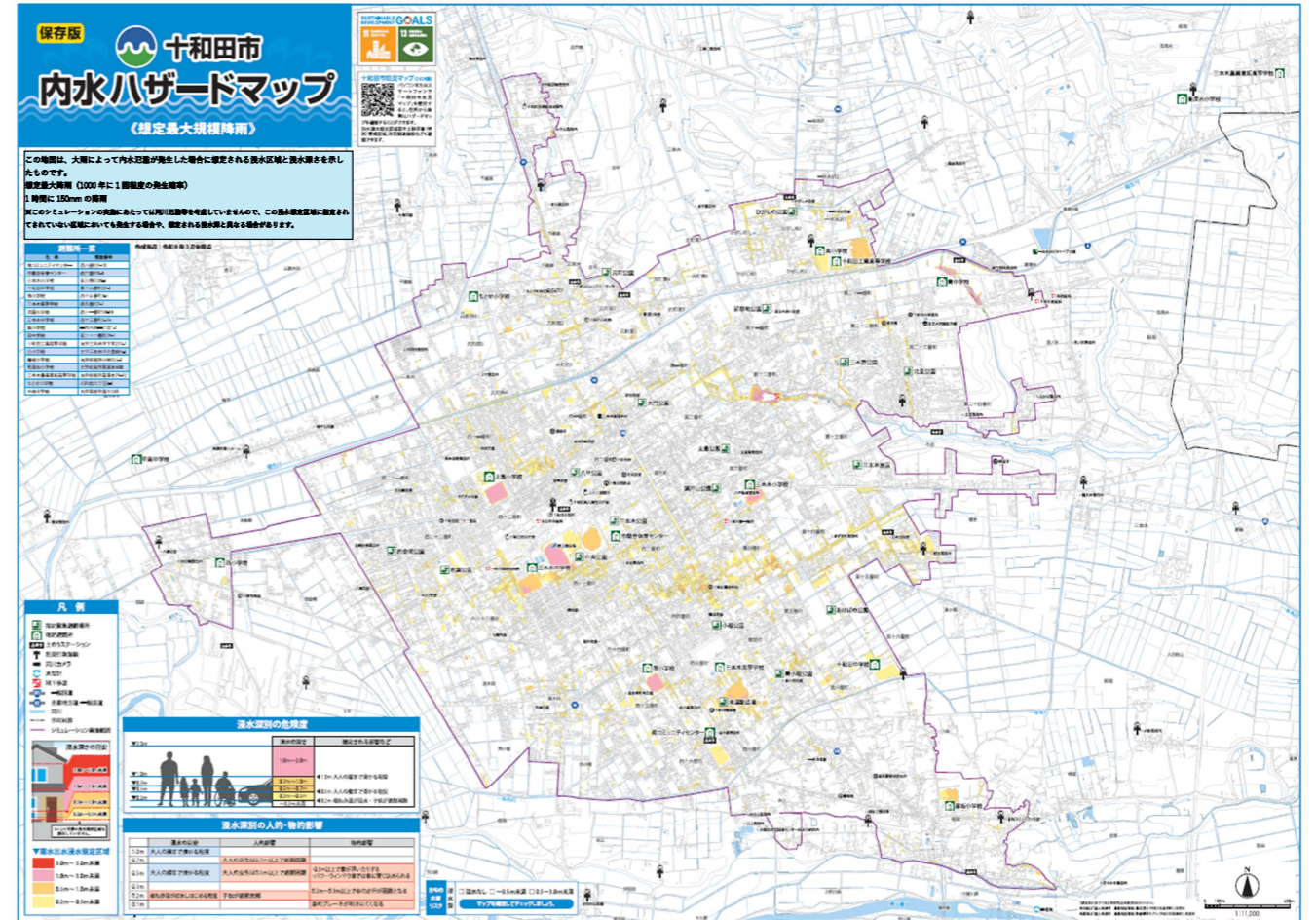


図4.2 凡例拡大図

